

令和5年5月2日

保護者等の皆様

県立深沢高等学校長

令和5年5月8日以降の教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度、神奈川県教育委員会では、令和5年5月8日以降の県立学校等の教育活動等について、次のとおり対応することとなりました。

各学校においては、基本的な感染症対策を講じながら、通常の教育活動を実施する。

ア 基本的な考え方

- 学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要。
- 感染状況が落ち着いている平時においても、生徒の健康状態の把握や適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等を行う。
- 地域や学校において感染が流行している場合には、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するとともに、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、生徒の学びを保障する。

イ 基本的な対応

- 教室、職員室、部活動の活動場所等（機械換気が実施されている場合を除き）においては、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- 生徒、教職員のいずれにも、教育活動の実施に当たり、マスクの着用を求めないこととする。
- 次の場面においては、生徒、教職員のいずれにもマスクの着用を推奨する。
 - ・ 登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・ 校外学習等において医療機関や高齢者施設を訪問する場合
- 感染不安があるなど、様々な事情により、マスクの着用を希望する生徒等がいることから、生徒にマスクの着脱のいずれも強いることのないようにする。
- マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、生徒に対して適切に指導する。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

神奈川県教育委員会の対応を受け、本校では次のとおり対応することとします。

【教育活動等に係る具体的な対応】

- 地域や学校において感染が流行している場合は、感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、一時的に次の措置を講じる。
 - ・ 近距離、対面、大声での発声や会話を控える。
 - ・ 生徒の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する。
- 学校行事や部活動について、これまで制限されてきた様々な活動を再開する。その再開に当たっては、それぞれの教育的意義等を改めて捉えなおし、生徒の資質・能力の育成に真に必要な活動を中心にその在り方を検討する。
- 発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養することとする。新型コロナウイルスへの感染が確認された場合にも、他の疾病と同様に学校への電話連絡等を行うこととし、保健所への届出等は不要とする。また、毎日の健康観察票の記入・確認は不要とする。
- 新型コロナウイルスに係る体調不良等でやむを得ず登校できない生徒への配慮について、「欠席」ではなく「出席停止」扱いとすることを可とする。
- 新型コロナウイルスのワクチン接種により登校できない場合は「欠席」とする。ただし、ワクチン接種後の体調不良等の場合は「出席停止」扱いとすることを可とする。
- 臨時休業又は出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない生徒に対して、学びの保障としてオンラインを活用するよう努める。
- 朝の時差通学について、解消に向けて準備していく。
- 感染防止対策について、引き続き、こまめな手洗いや手指消毒を心がける。
- マスク着用については従来同様、基本的な感染防止策として重要であることから推奨するが、基本的には個人の判断を尊重して、着用を求めない。

授業等の時程の変更については、5月1日付文書でお知らせしたとおりです。

なお、当該本校関係者及び本校生徒の人権尊重、個人情報保護の観点から、SNS等への情報の書込みなどをされないよう、今後ともご理解とご配慮をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症をはじめとして、感染症に対して差別や偏見の意識を持つことのないようお願いいたします。

今後とも登校に不安がある場合などは、学校へご相談ください。

問合せ先

副校長 村田、教頭 佐藤

電話 0467(31)6601